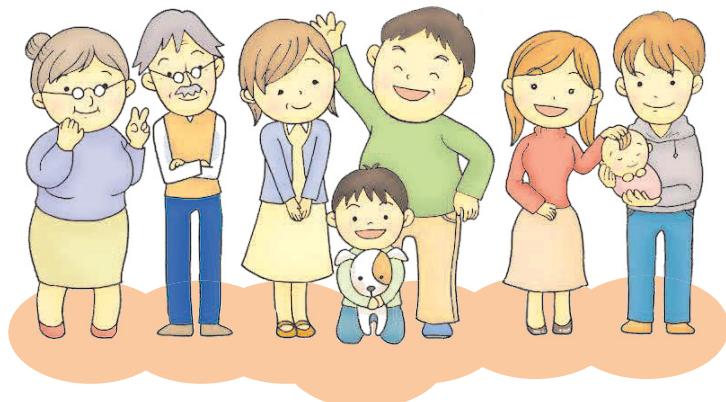




平成22年度 人権問題に関する県民意識調査 結果報告

一概要版一



平成23年3月
群馬県

はじめに

県では、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人ひとりの人権を尊重した考え・行動を取ることができる社会を実現するため、「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しております。

基本計画においては、「同和問題」をはじめ「女性」「子どもたち」「高齢者」「障害のある人たち」など 11 分野を重要課題として設定し、その解決に向け施策展開を行っているところですが、人権課題を取りまく環境は複雑なものとなってきております。

こうした中、県では、今後の人権・同和行政を進める上での基礎資料とするため、「人権問題に関する県民意識調査」を実施いたしました。意識調査につきましては、これまで 10 年ごとに実施しており、今回も前回調査と同規模の 3,000 人を調査対象といたしました。

本調査の結果につきましては、これまでに実施してきた調査結果同様、関係各位の御意見、御協力をいただきながら本県人権施策の推進に活用し、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会を実現していきたいと考えております。

終わりに、本調査に御協力いただきました皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

群馬県生活文化部長 小此木 久美子

■ 目次

調査結果の概要	1
1 人権全般	2
2 女性の人権	4
3 子どもたちの人権	6
4 高齢者の人権	8
5 障害のある人たちの人権	10
6 同和問題	12
7 外国籍の人たちの人権	15
8 H.I.V 感染者等の人たちの人権	16
9 ハンセン病元患者の人たちの人権	17
10 犯罪被害者等の人権	18
11 インターネットによる人権侵害	19
12 その他人権問題	20
人権に関する主な相談窓口一覧	21

調査結果の概要

群馬県では、人権の尊重という観点から、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題など、県民の人権を守るために、さまざまな人権課題に対する取組を進めています。

このたび、人権課題への取組の一環として調査を実施しました。

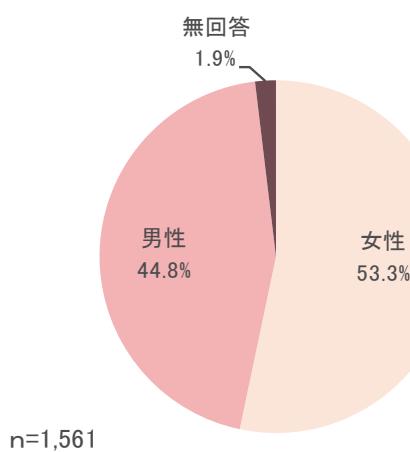
◇調査の概要

■調査対象	群馬県在住の20歳以上の男女3,000人
■抽出方法	住民基本台帳に基づく層化無作為抽出法
■調査方法	郵送配布、郵送回収（はがきによる督促1回）
■調査期間	平成22年12月17日（金）～平成23年1月7日（金）
■有効回収数	1,561人（有効回収率52.0%）

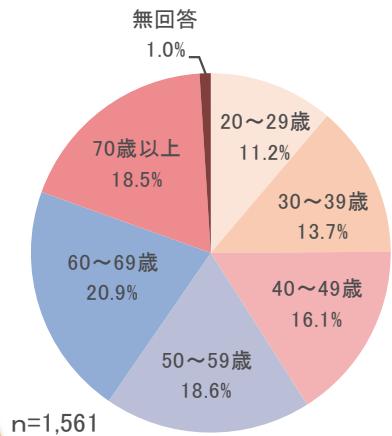
概要版（グラフ）のみかた

- グラフ中の「n」は、その設問の回答者総数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者総数（n）を基数として、小数点第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入での端数処理の関係で、合計が100%ちょうどにならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 掲載したグラフには、設問により全体の結果を示したもの、男女別・年齢別の結果を示したもの、前回実施した調査（平成12年実施）の結果を示したものがあります。

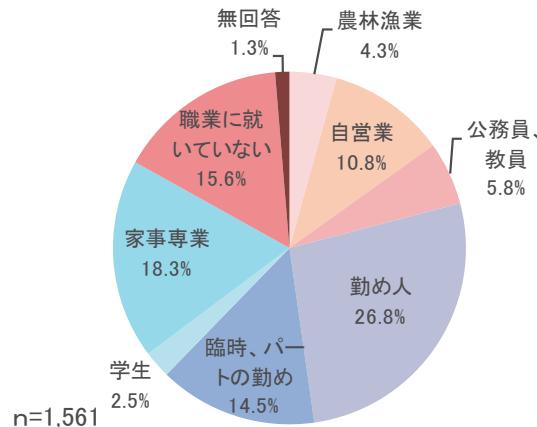
■性別



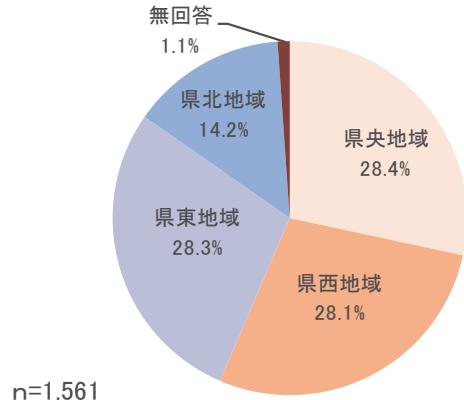
■年齢：「60～69歳」の方からの回答が20.9%となっています。



■職業：「勤め人」の方が26.8%と最も高くなっています。



■居住地域：「県央地域」「県西地域」「県東地域」がそれぞれ3割近くとなっています。



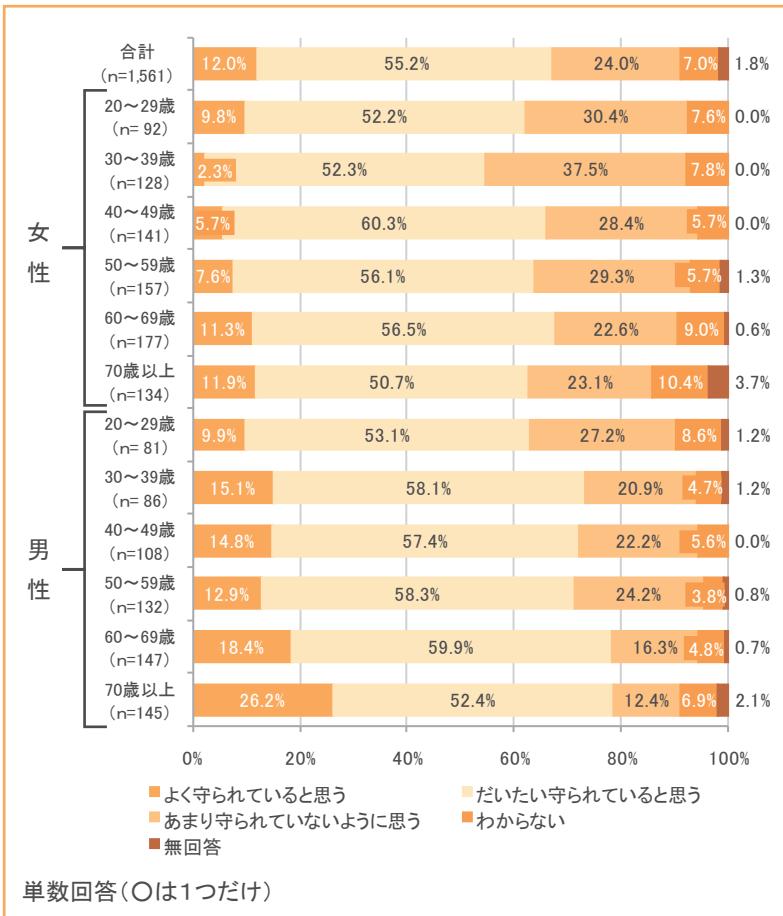


日本の現実をみて、基本的人権は守られていると思いますか？

基本的人権が守られているかについては、「よく守られていると思う」と「だいたい守られていると思う」を合わせた“守られていると思う”割合は、女性に比べて男性で高い傾向があり、また、年代が上がるごとに高くなる傾向がみられます。

また、女性の20歳代と30歳代では「あまり守られていないように思う」の回答が30%を超えており、特に30歳代では37.5%を占めています。

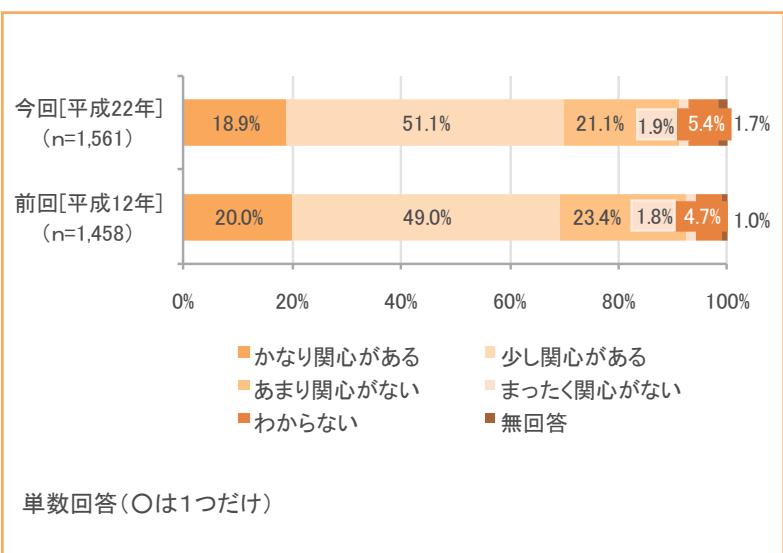
基本的人権は、日本国憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。



今、人権問題や差別問題に関心がありますか？

人権問題や差別問題への関心については、「かなり関心がある」が18.9%で、「少し関心がある」の51.1%を合わせると、“関心度”は70.0%となっており、10年前の“関心度”(69.0%)と大きな変化はない結果となっています。

相手のことを考え、相手を大切にすることは、人権について考える一歩です。まずはご家族の人たちと「人権」について話し合う機会を持ってみましょう。



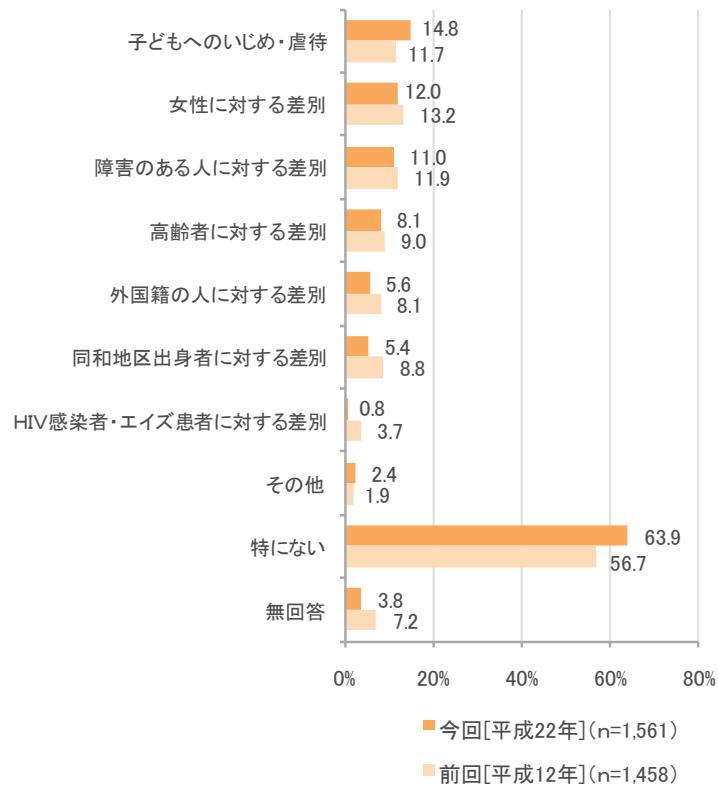
あなたやあなたのまわりの人が差別や人権侵害を受けたことはありますか？

自分、もしくはまわりの人が差別や人権侵害を受けたことのある割合については、「子どもへのいじめ・虐待」が 14.8%で最も高く、次いで「女性に対する差別」が 12.0%、「障害のある人に対する差別」が 11.0%、「高齢者に対する差別」が 8.1%と、それぞれ 10%前後の回答が続いています。

また、「特がない」は 63.9%と半数以上の回答があり、前回の 56.7%から 7.2 ポイント高くなっています。

なお、「子どもへのいじめ・虐待」を除いては、どの差別・人権侵害の項目も前回より割合が低くなっています。

社会が多様化するにつれて、さまざまな人権問題が生まれています。
人権問題に対する正しい理解、認識が持てるよう心がけていきましょう。



群馬県の取組

人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画について

平成 17 年 3 月「あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざし」策定されました。

本県が実施する人権教育・啓発の推進及び県行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示しています。

2

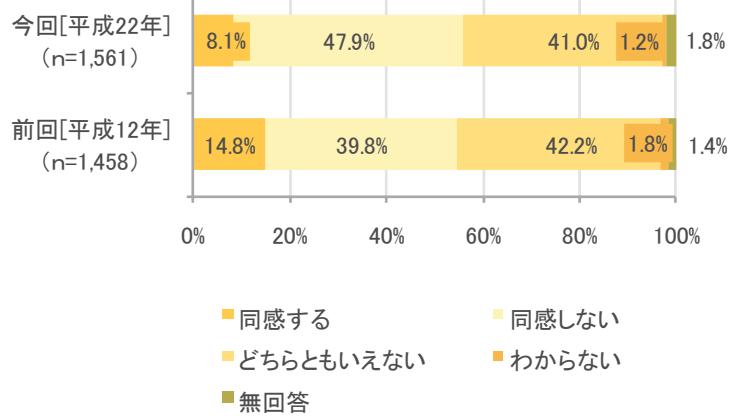
男女が互いを尊重し自分らしく生きられる社会

女性の人権



「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか？

「男は仕事、女は家庭」という性別の役割分担については、「同感しない」が47.9%で前回より8.1ポイント高く、「同感する」は8.1%で前回よりも6.7ポイント低くなっています。性別による固定的な役割分担についての意識の変化がうかがえます。



固定的な性別による役割分担に同感しないとする方が多くなっています。性別の違いなどによる不利益を受けることのない、自分らしさを大切にできる社会づくりをめざしましょう。

単数回答(○は1つだけ)



「男女共同参画社会」について考えてみましょう

■男女共同参画社会とは・・・

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条より）」です。

また、都道府県や市町村においては、男女共同参画社会の実現を目指し、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づいた法定計画を策定することが求められています。

■群馬県では・・・

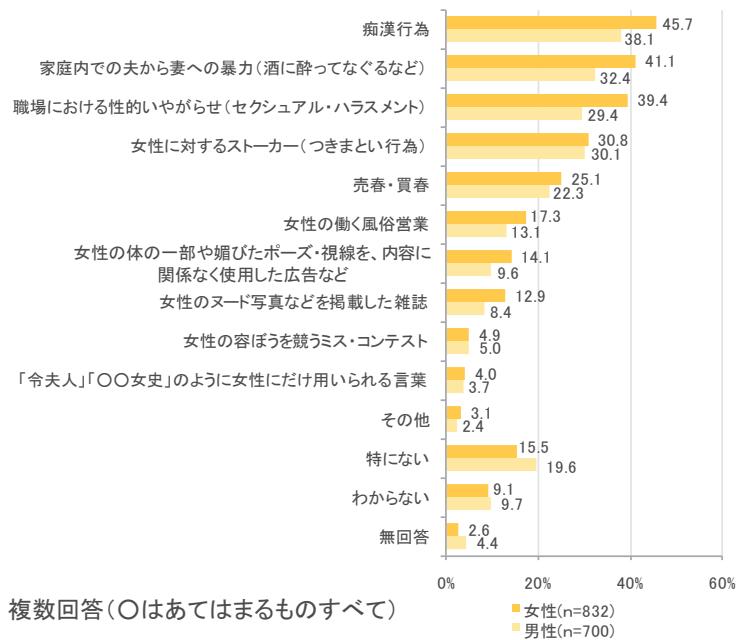
平成16年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定、平成21年5月に「ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）」をオープン、平成22年度には「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて周知・啓発活動に取り組んでいます。

女性の人権が尊重されていないのはどのようなことだと思いますか？

女性の人権が尊重されていないと思うこととして、女性、男性ともに「痴漢行為」との回答が最も高くなっています。

また、「痴漢行為」を含め、「家庭内での夫から妻への暴力」や「職場における性的いやがらせ」の上位3項目において、女性と男性で回答の割合に開きがみられ、意識の差がうかがえます。

女性たちは、社会のさまざまな場面で人権が尊重されていないと感じています。性別が原因で犯罪や不利益を受けることのない安全な社会をめざしましょう。

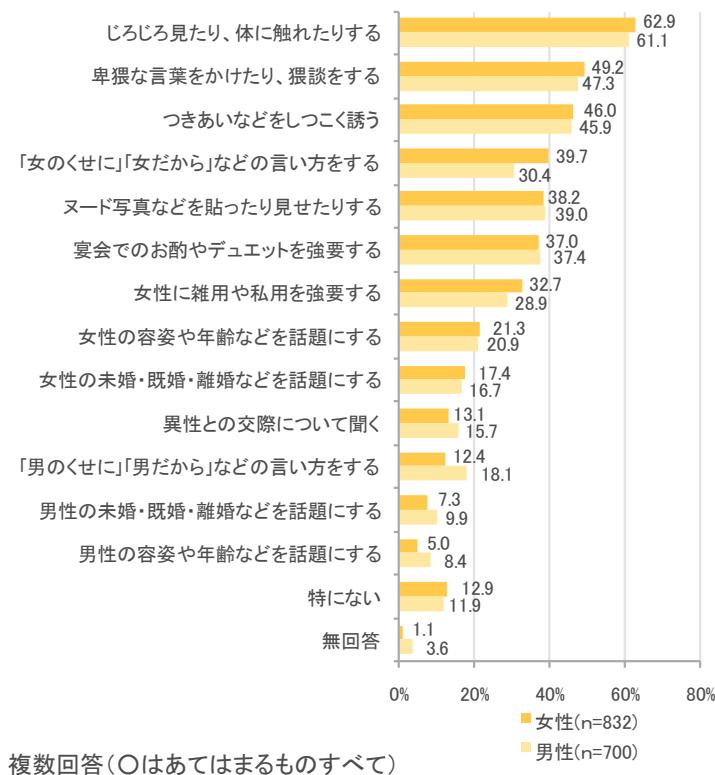


あなたが性的いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）と思うものはどれですか？

性的いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）だと思うものについては、女性・男性ともに「じろじろ見たり、体に触れたりする」が60%を超える割合で最も高くなっています。

また、「『女のくせに』『女だから』などの言い方をする」では9.3ポイント女性の回答割合が高くなっていますが、全体的な傾向として、男女間による大きな差はありません。

セクシャル・ハラスメントは、いずれも加害者の思いとは関係なく、不快な性的言動をして、受け手側に大きな影響を与えててしまいます。どのようなものがセクシャル・ハラスメントになるのか、皆さんで話し合ってみましょう。



3

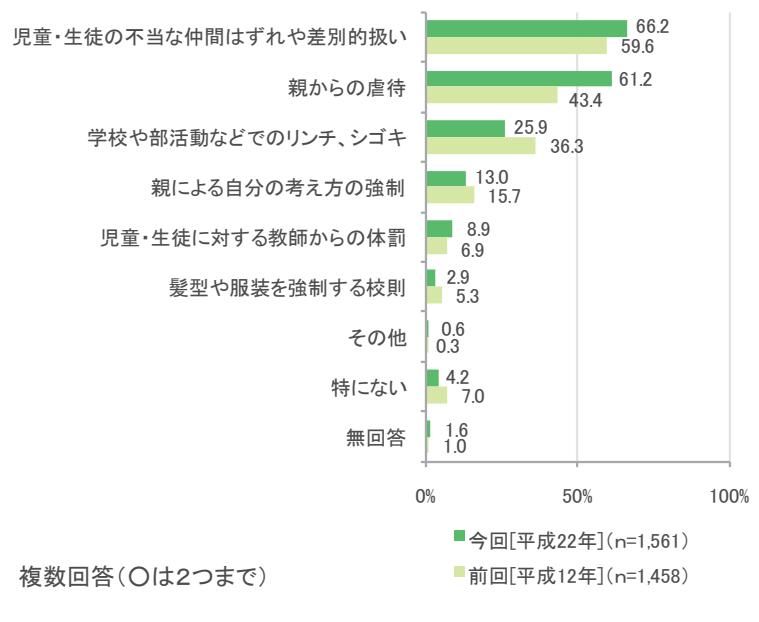
子どもが元気に育つ社会をめざして 子どもたちの人権



子どもたちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

子どもたちの人権問題で、特にひどいと思うものについては、「児童・生徒の不当な仲間はずれや差別的扱い」が 66.2%と最も高く、次いで「親からの虐待」が 61.2%、「学校や部活動などのリンチ、シゴキ」が 25.9%となっています。

表面化しにくい「いじめ」や「親からの虐待」を見逃すことのないよう、周囲の“気づき”を高めていきましょう。



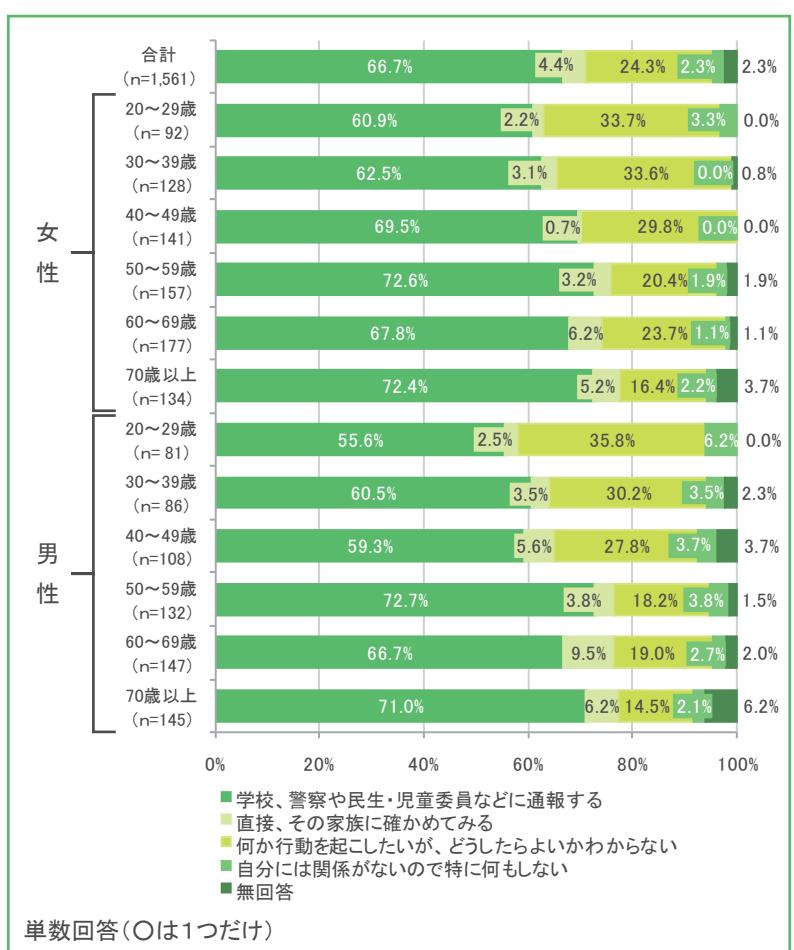
複数回答(○は2つまで)

近所の子どもが虐待されていることを知った場合、あなたならどうしますか？

虐待を知った場合の対応について、「学校、警察や民生・児童委員などに通報する」が 66.7%で最も高くなっています。また、同項目は年代が上がるほど回答の割合が高くなる傾向があります。

一方で、「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」とする回答は年代が下がるほど割合が高くなる傾向にあります。

子育てに対する悩みを抱える親が多くなっています。地域のすべての子どもの心身の健やかな発達について常に関心を持ち、子どもと関わりを持ちながら、地域社会全体で子育てを支援ていきましょう。



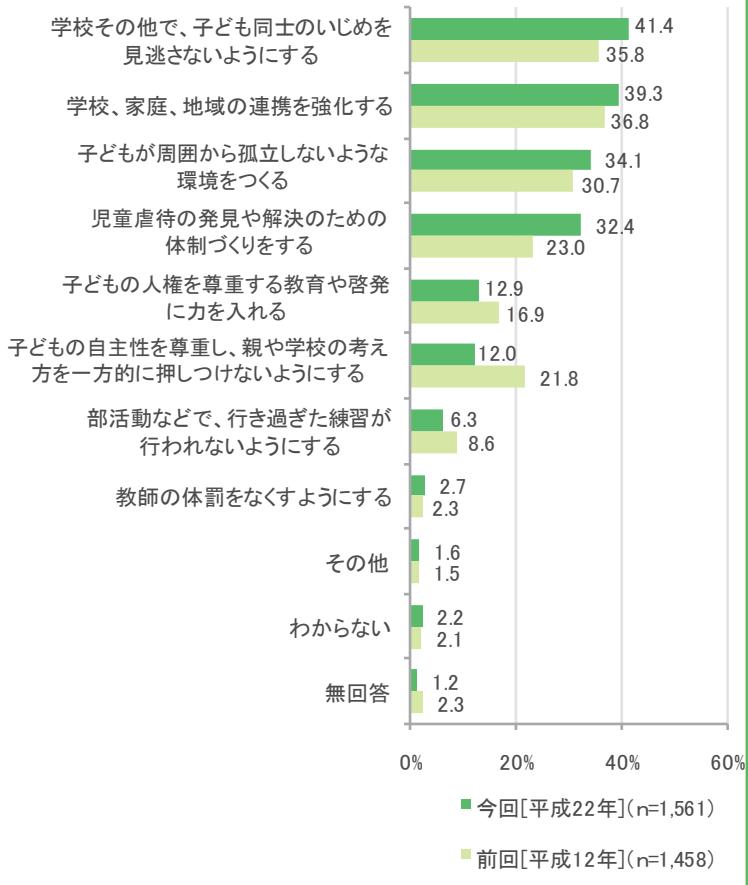
単数回答(○は1つだけ)

子どもたちの人権を守るために、大人たちはどうするべきだと思いますか？

子どもたちの人権を守るために大人たちがすべきだと思うことは、「学校その他で、子ども同士のいじめを見逃さないようにする」が 41.4%で最も高く、前回の調査よりも 5.6 ポイント高くなっています。

また、次いで高い「学校、家庭、地域の連携を強化する」、「子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる」、「児童虐待の発見や解決のための体制づくりをする」においても、前回調査よりも回答割合が高くなっています。特に「児童虐待の発見や解決のための体制づくりをする」では前回調査よりも 9.4 ポイント高くなっています。

子どもも一人の人間として、自由に自分の意見を言う権利があります。子どもの意見にもきちんと耳を傾けましょう。



複数回答(○は2つまで)



子どもへの虐待

近年、問題が重大化する傾向にある児童虐待。「しつけ」と「虐待」は質的に違うものです。保護者による虐待は、子どもの心身へ大きな傷を残すだけでなく、幼い命を奪うケースもあるのです。大切な子どものことをきちんと見つめ直してみましょう。



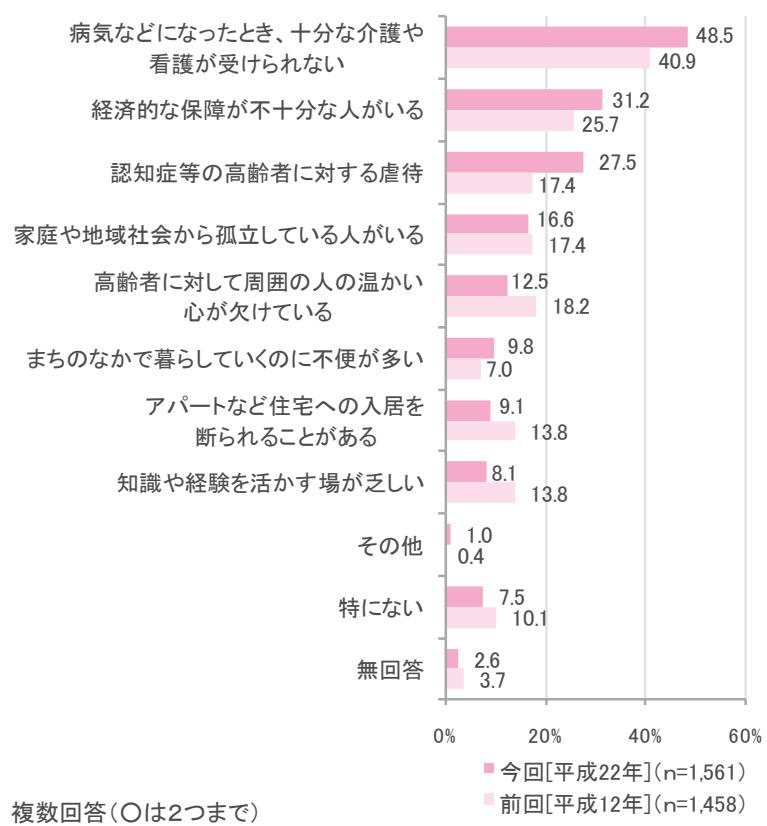
高齢者の人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

高齢者的人権問題で特にひどいと思うものは、「病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない」が 48.5%で最も高く、半数近い回答があります。

次いで高い「経済的な保障が不十分な人がいる」と「認知症等の高齢者に対する虐待」を入れた上位3項目は、前回調査よりも回答の割合が高くなっています。

特に、「認知症等の高齢者に対する虐待」は、前回調査よりも 10.1 ポイント高くなっています。また、関心が高まっていることがうかがえます。

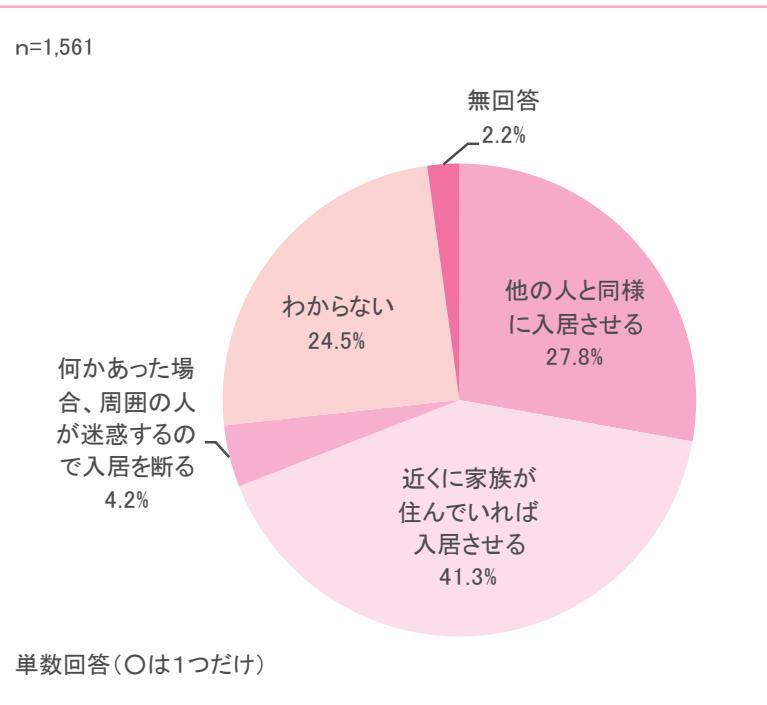
年齢に関係なく、お互いの人権を尊重し合い、高齢者には人生の先輩として、尊敬や感謝の心で接しましょう。



ひとり身の高齢者が入居を申し込んできたとき、あなたがアパート経営者ならどうしますか？

ひとり身の高齢者が入居を申し込んできたとき、「他の人と同様に入居させる」とする割合は 27.8%であるのに対し、「近くに家族が住んでいれば入居させる」といった条件付きでの入居であれば許可する割合は 41.3%となっています。また、「何かあった場合、周囲の人が迷惑するので入居を断る」といった明らかな入居拒否の考え方を持った方の割合は 4.2%でわずかとなっています。

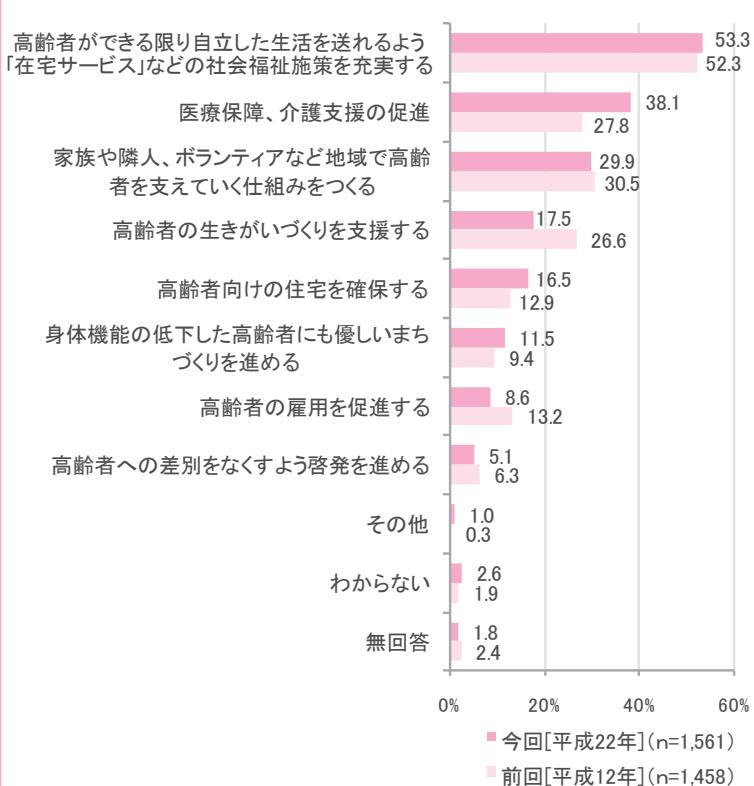
高齢者といってもその実情は多様です。一人ひとりの違いに着目して、それぞれに適切に対応するよう心がけましょう。



高齢者の人権を守るために、行政はどのようなことを行えばよいと思しますか？

高齢者的人権を守るために行政が何を行えばよいかについては、「『在宅サービス』などの社会福祉施策を充実する」が53.3%で半数を超える割合で、最も高くなっています。また、次いで高い「医療保障、介護支援の促進」については、前回調査よりも10.3ポイント高い38.1%となっており、行政への期待が高まっていることがうかがえます。

高齢者も同じ社会の一員です。お互いに知恵を出し合い、助け合うことのできる社会をつくっていきましょう。



複数回答(○は2つまで)

コ・ラ・ム

お互いが自然に手助けできる関係を築く

だれもが必ず年をとります。そして加齢による身体的変化が訪れます。

体が動きにくくなる、ものが見えにくくなる、音が聞こえにくくなるというのはどういうことなのかを疑似的に体験することで、高齢者の日常を理解しようとする取組も行われています。

高齢者を理解することにより、相手の立場に立って物事を考えることができます。年齢を重ねても生きがいを持って生きていけるよう、お互いが自然と助け合える関係を築いていきましょう。

みんなの周りの高齢者

高齢者がしてくれていることや、高齢者のためにできることを考えてみましょう

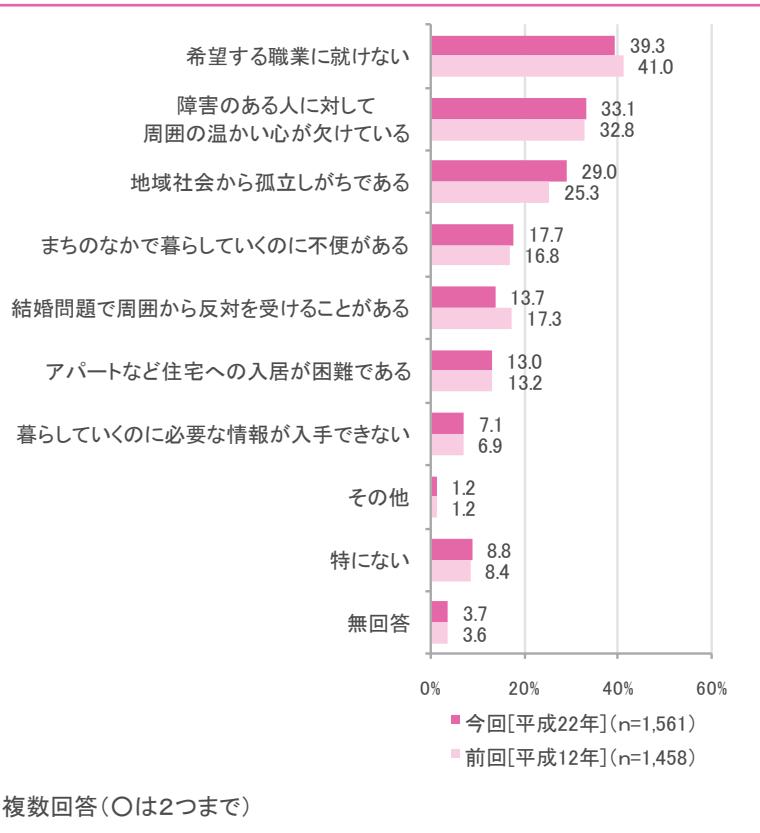


障害のある人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

障害のある人たちの人権問題で特にひどいと思うことは、「希望する職業に就けない」が39.3%で最も高く、次いで「障害のある人に対して周囲の温かい心が欠けている」が33.1%、「地域社会から孤立しがちである」が29.0%となっています。

全体的には前回の調査とほぼ同様の結果となっています。

○ 障害は、人の生涯の中でいつでも生じ得ることです。また、私たちの身近な人など関係のある人を含めて考えればだれにでも身近なことであり、特別ではないという認識を持ちましょう。

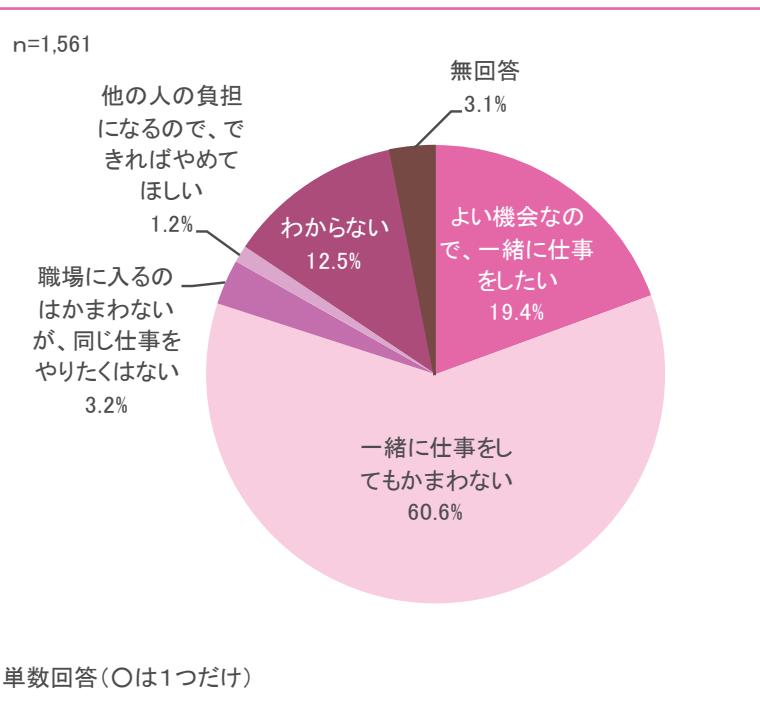


職場で障害のある人と、ない人が一緒に働くことについてどう思いますか？

障害のある人と一緒に働くことについて、「一緒に仕事をしてもかまわない」とする回答が60.6%で最も高く、次いで高い「よい機会なので、一緒に仕事をしたい」の19.4%を合わせた、“一緒に仕事をする”ことに肯定的な割合は80.0%となっています。

また、「職場に入るのはかまわないが、同じ仕事をやりたくはない」と「他の人の負担になるので、できればやめてほしい」を合わせた“一緒に仕事をする”ことに否定的な割合は 4.4%とわずかとなっています。

○ 社会の一員として、互いの能力を活かして、支え合える環境を育てていきましょう。

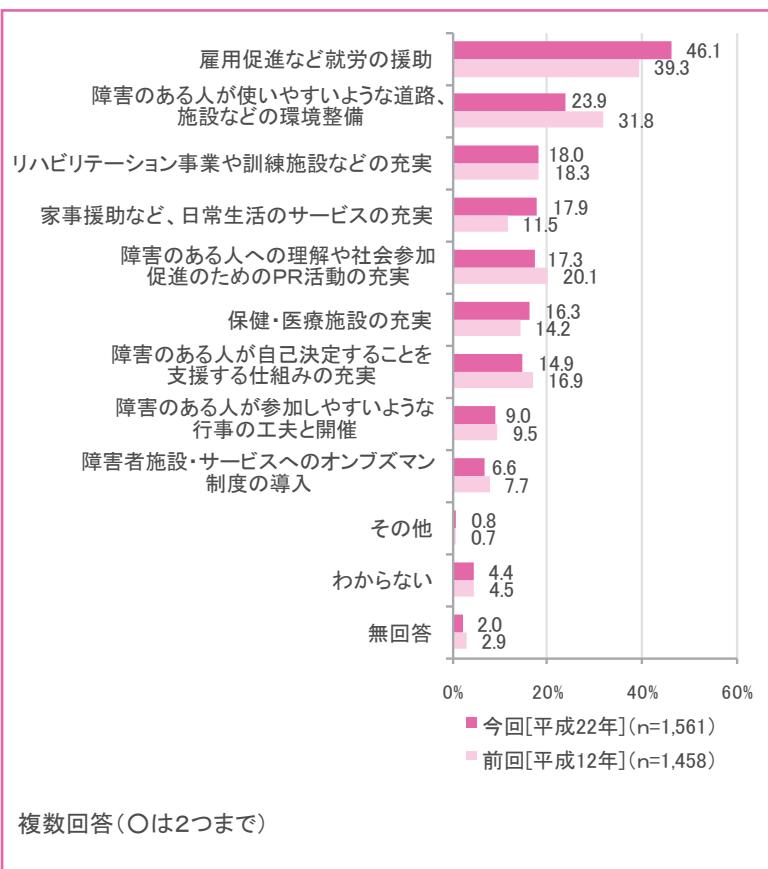


障害のある人たちの人権を守るために、行政はどのようなことを行えばよいと思しますか？

障害のある人たちの人権を守るために行政が何を行えばよいかについては、「雇用促進など就労の援助」が46.1%で最も高く、前回調査よりも6.8ポイント高くなっています。次いで高いのは「障害のある人が使いやすいような道路、施設などの環境整備」の23.9%となっていますが、前回調査より7.9ポイント低くなっています。

また、「家事援助など、日常生活のサービスの充実」は17.9%で前回調査より6.4ポイント高くなっています。

○ 保護されるべき存在ではなく、一人の人間として全人格を尊重し、住み慣れた地域で共に生活できる社会をつくっていきましょう。



コ・ラ・ム

ノーマライゼーションについて

障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方です。

群馬県では、平成21年に「バリアフリーぐんま障害者プラン4」を策定し、「ノーマライゼーション理念の実現」という考え方に基づき、社会にあるさまざまなバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。

6

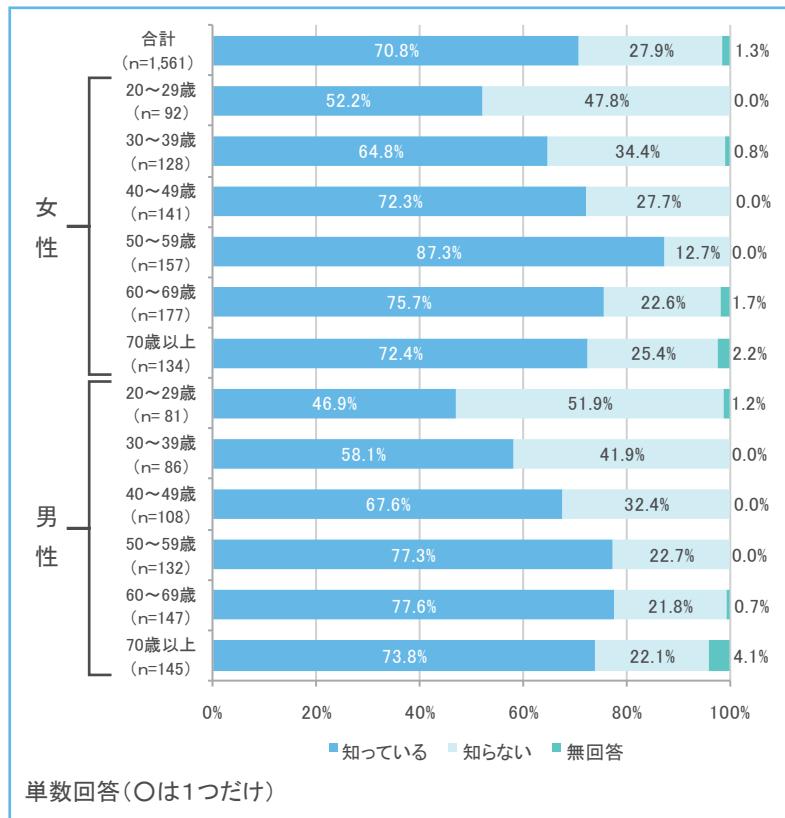
我が国固有の人権問題 同和問題

県内に同和地区（部落）と呼ばれている地区があること、あるいは、「同和問題」「部落問題」「部落差別」等を知っていますか？

同和問題の認知度については、全体で「知っている」が70.8%となっています。

年齢別でみると、50歳以上では男女とも70%を超える認知度がありますが、40歳代から20歳代へと年代が下がるにつれ、認知度は低くなる傾向がみられます。特に、20歳代においては「知っている」と「知らない」がほぼ半々で拮抗する割合となっています。

同和問題についての理解は進んできていますが、未だ十分とはいえないかもしれません。社会全体で同和問題について取り組んでいくことが重要です。



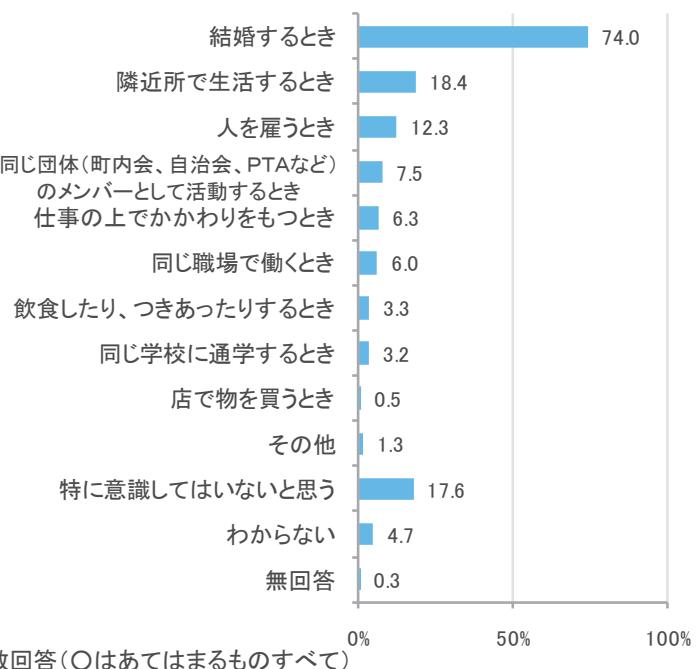
世間の人たちは、どのような場合に同和地区の人のことを意識していると思いますか？

同和地区の人のことを意識すると思う場面については、「結婚するとき」の回答が74.0%で突出して他の項目よりも高い割合となっています。

また、「特に意識してはいないと思う」は17.6%となっています。

同和問題は、同和地区の人が同和地区に生まれたというそれだけの理由で基本的な人権を踏みにじられ、社会的不利益を受けている問題です。問題の解決には、意識の中に根強く残っている偏見や差別意識を解消していく必要があります。

■「同和問題」について知っていると回答した方のみ(n=1,105)



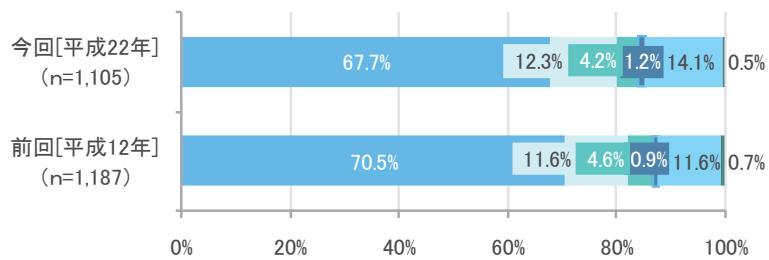
あなたに子どもがいるとして、その子どもの結婚相手が同和地区の出身であることがわかったとき、あなたはどのように思いますか？

子どもが同和地区出身の人と結婚することに対しては、「子どもの意思を尊重する」が67.7%で最も高くなっています。

一方、「どうしても結婚させたくない」や「親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない」といった、結婚について否定的な気持ちがあるという回答は16.5%となっています。

頭の中ではわかっていても、いざ身近なこととなると、世間体などを理由に判断ができなくなることがあります。「他の人がそうしているから・・・」という考え方方が差別を助長することになるのです。

■「同和問題」について知っていると回答した方のみ



■子どもの意思を尊重する

- 自分はかまわないが、親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない
- どうしても結婚させたくない
- その他
- わからない
- 無回答

単数回答(○は1つだけ)

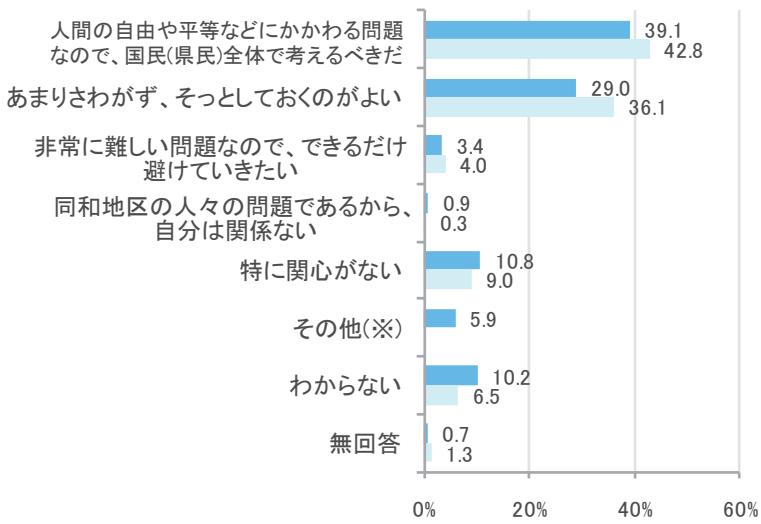
同和地区、同和問題について、あなたはどう考えますか？

同和問題等に対する考え方について、「人間の自由や平等などにかかる問題なので、国民(県民)全体で考えるべきだ」とする回答が39.1%で最も高くなっています。次いで「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」とする回答が29.0%で高くなっています。

また、「特に関心がない」や「わからない」の項目において、前回調査よりもわずかに回答割合が高くなっています。

同和問題は同和地区の人だけの問題ではなく、解決しなければならない重要な人権問題であることをすべての県民が深く認識する必要があります。

■「同和問題」について知っていると回答した方のみ



単数回答(○は1つだけ)

(※)今回調査で追加された項目

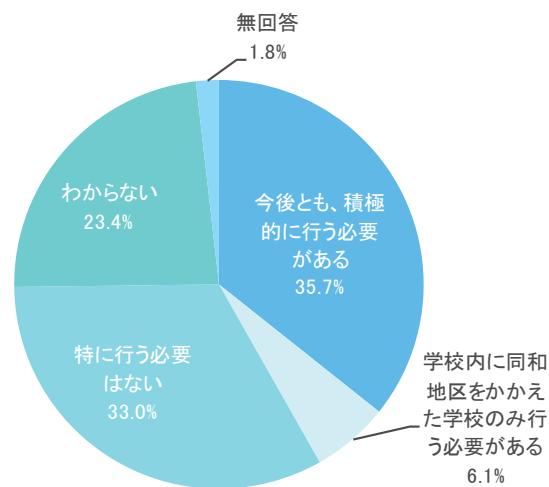
学校での同和教育は、今後どうするべきだと思いますか？

学校教育における今後の対応については、「今後とも、積極的に行う必要がある」が35.7%、「特に行う必要はない」が33.0%となっており、対照的な2項目がほぼ同じ割合の回答結果となっています。

また、「わからない」とする回答が23.4%で少なくない割合となっています。

○ 同和問題の解決を図るには、正しい知識を身につけることが大切であり、教育・啓発活動により県民の理解を深めることが不合理な差別の解消に結びついていきます。

■「同和問題」について知っていると回答した方のみ(n=1,105)



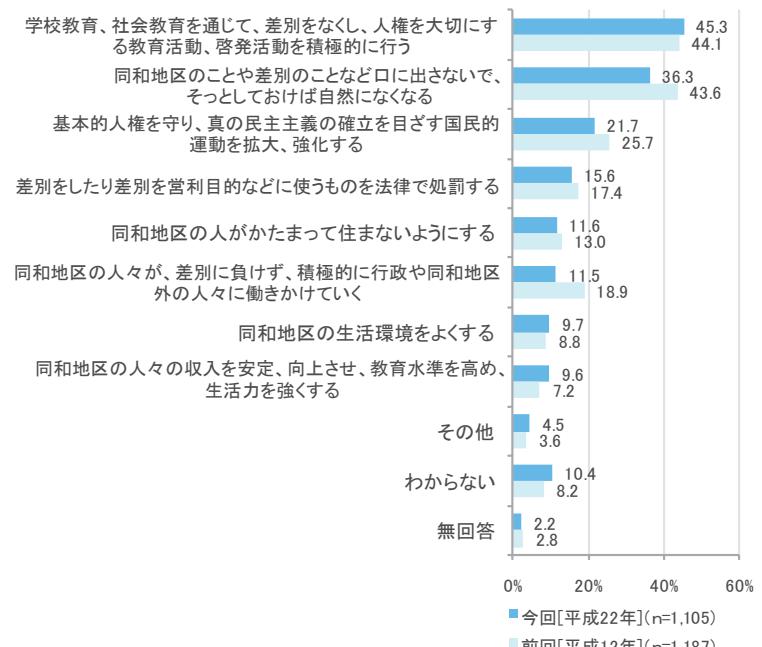
単数回答(○は1つだけ)

同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか？

同和問題を解決するために必要な取組について、「学校教育、社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」が45.3%で最も高く、前回調査においても同項目がほぼ同じ割合で最も高くなっています。次いで「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」が36.3%で高くなっていますが、前回調査から7.3ポイント低い割合となっています。

○ 同和問題が重要な人権問題の一つであることを認識し、より多くの県民の参加と協力のもと、偏見や差別のない明るい群馬県づくりを推進します。

■「同和問題」について知っていると回答した方のみ



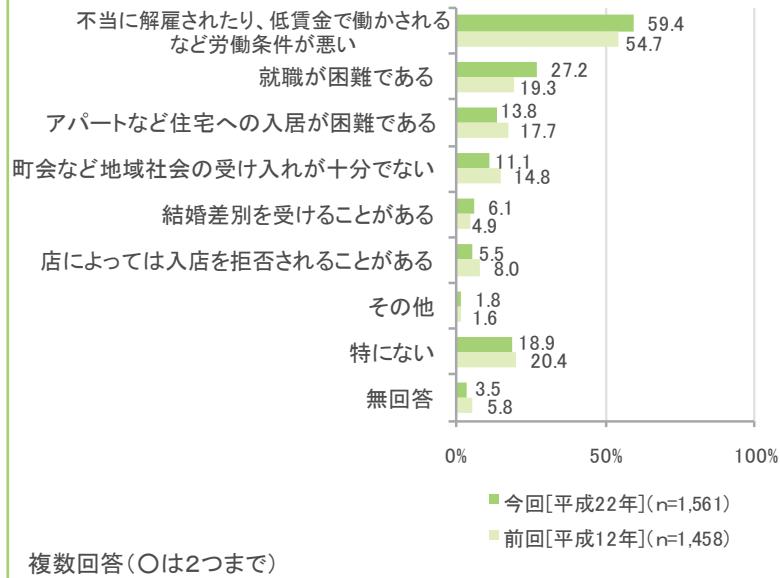
複数回答(○は3つまで)



外国籍の人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

外国籍の人たちの人権問題で特にひどいと思うものについては、「不适当に解雇されたり、低賃金で働かされるなど労働条件が悪い」が 59.4%で、前回調査よりも 4.7 ポイント高くなっています。また、次いで高いのが「就職が困難である」が 27.2%で、前回調査よりも 7.9 ポイント高く、就労に関する項目が上位2項目を占める結果となっています。

同じ地域に住む外国籍の人たちも、あなたと同じ地域住民の一人です。困っている人がいれば、手助けをしましょう。

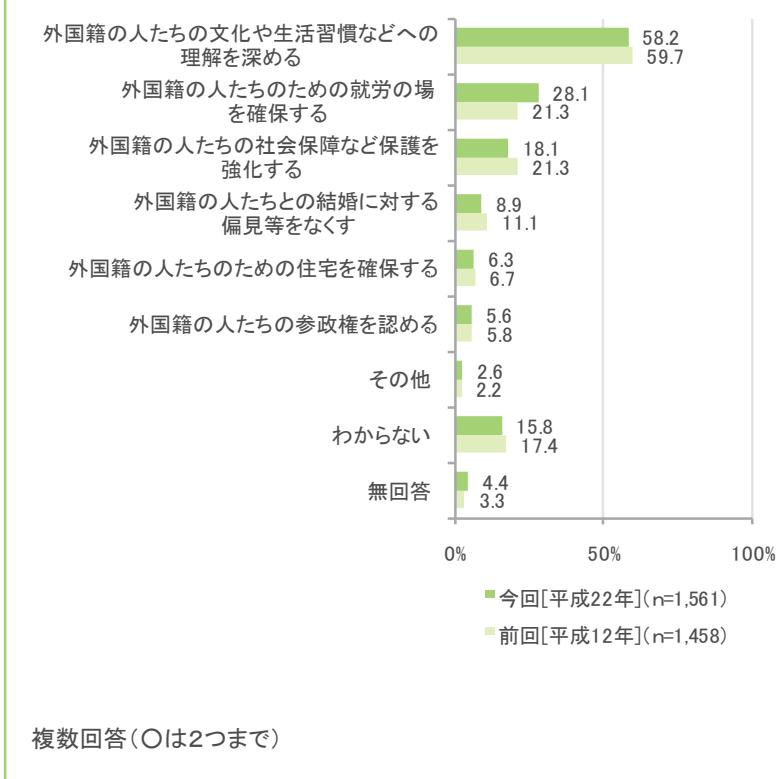


外国籍の人たちの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか？

外国籍の人たちの人権を守るために必要なことでは、「外国籍の人たちの文化や生活習慣などへの理解を深める」が 58.2%で最も高くなっています。

特にひどいと思う問題で上位2項目を占める就労に関する項目では、「外国籍の人たちのための就労の場を確保する」が 28.1%で2番目に高くなっています。前回調査よりも 6.8 ポイント高くなっています。

国際化が進み、群馬県にも多くの外国籍の人たちが暮らしています。お互いの習慣や文化の違いを認め合い、多様で豊かな多文化共生社会の実現をめざしましょう。



8

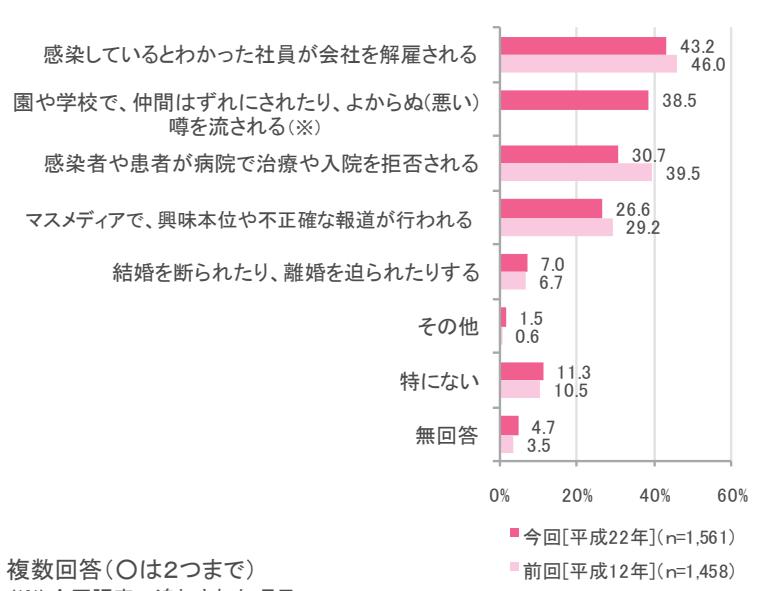
社会にあるさまざまな病気の一つとして理解する HIV感染者等の人たちの人権



HIV感染者等の人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

HIV感染者等の人たちの人権問題で特にひどいと思うものについては、「感染しているとわかった社員が会社を解雇される」が43.2%で最も高く、次いで「園や学校で、仲間はそれにされたり、よからぬ(悪い)噂を流される」が38.5%と、所属する団体・組織における項目が上位2項目を占めています。

○ エイズは社会にあるさまざまな病気の一つにすぎません。
病気に関する正しい知識を身につけることが大切です。

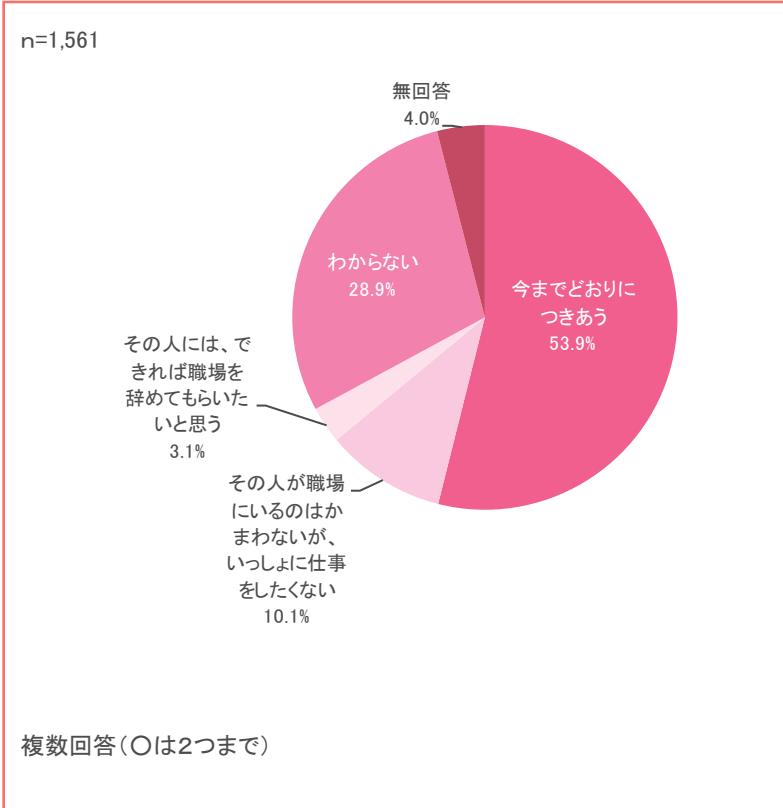


職場の人が、HIV感染者・エイズ患者だとわかったらどう思いますか？

職場の同僚がHIV感染者・エイズ患者だとわかった場合、「今までどおりにつきあう」が53.9%で過半数の割合となっています。

一方で、「その人が職場にいるのはかまわないが、いっしょに仕事をしたくない」と「その人には、できれば職場を辞めてもらいたいと思う」といった、否定的な回答は13.2%となっています。

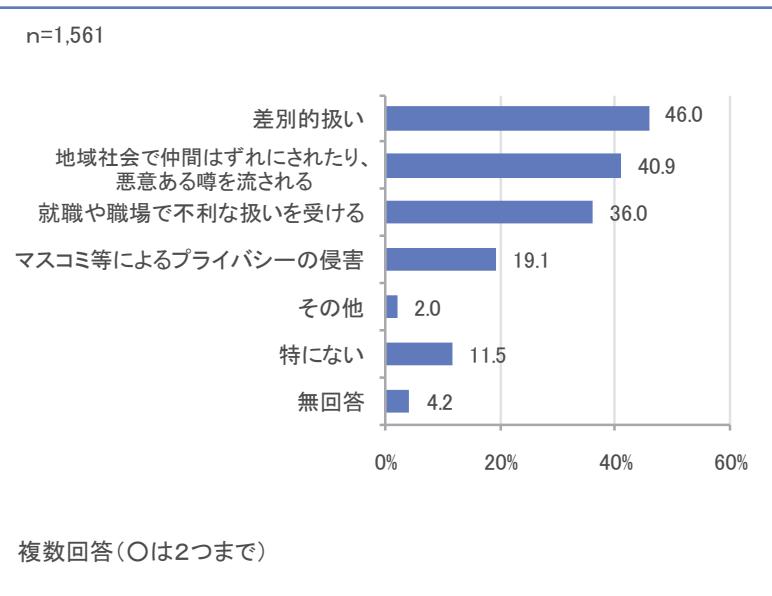
○ HIVの感染力は弱く、性行為以外の社会生活で感染することはまずありません。HIV感染者・エイズ患者の人たちが平等・対等に生きることができる社会の実現に向けた努力が必要です。



ハンセン病元患者の人たちの人権問題で、特にひどいと思うものはどれですか？

ハンセン病元患者の人たちの人権問題で特にひどいと思うものについては、「差別的扱い」が46.0%で最も高く、次いで「地域社会で仲間はずれにされたり、悪意ある噂を流される」が40.9%となっています。

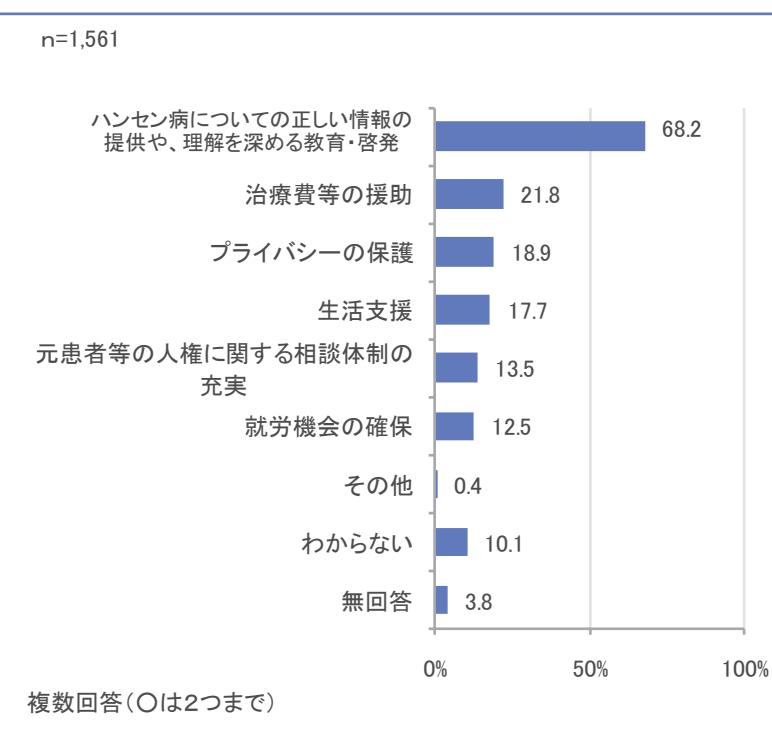
○ ハンセン病は治る病気ですが、依然として地域や職場での差別的な扱いが根強く残っています。ハンセン病元患者の人が、地域や職場で温かく受け入れられるような社会づくりに努めましょう。



ハンセン病元患者の人たちの人権を守るために、行政はどのようなことを行えばよいと思いますか？

ハンセン病元患者の人たちの人権を守るために行政が何を行えばよいかについては、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が68.2%と、他の項目よりも突出して高くなっています。教育・啓発の重要性がうかがえます。

○これまでの長い間の偏見による、誤った知識がまだまだ社会の中に残っています。病気に対する正しい知識を身につけ、元患者の人たちへの理解を深める機会を持ちましょう。



10

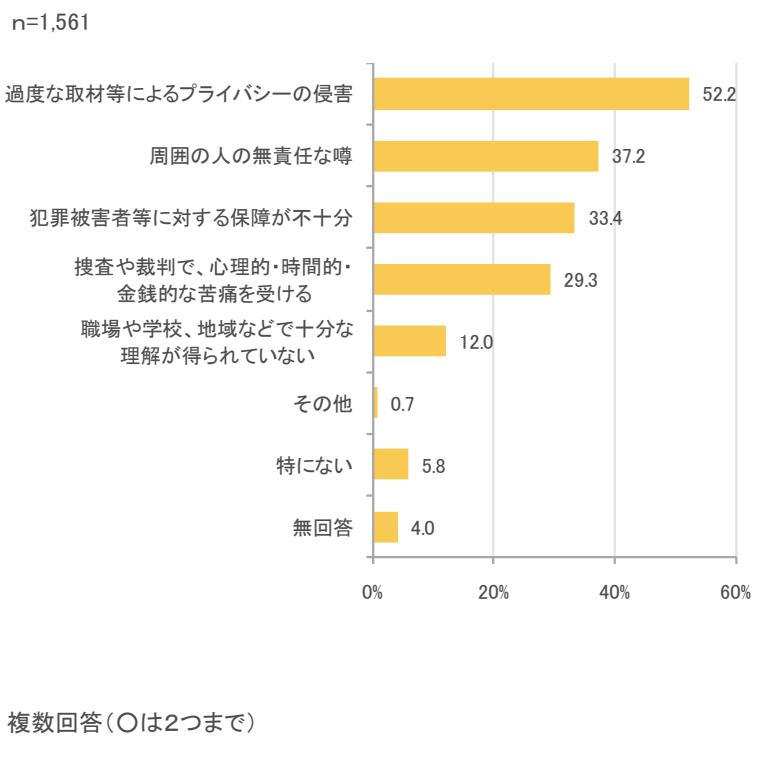
自分自身に起こりうるできごととして考える 犯罪被害者等の人権



犯罪被害者やその家族の人たちの人権問題のうちで、特にひどいと思うものはなんですか？

犯罪被害者やその家族の人たちの人権問題で特にひどいと思うものについては、「過度な取材等によるプライバシーの侵害」が52.2%で最も高く、次いで「周囲の人の無責任な噂」が37.2%となっており、取材や噂といった「情報」に関する項目が上位2項目を占めています。

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の方は、事件による心身や経済面等の直接的な被害に加え、マスコミや周囲の人により、さらに傷つけられてしまうことがあります。被害者等の置かれている状況を自分自身に置き換えて考えてみましょう。

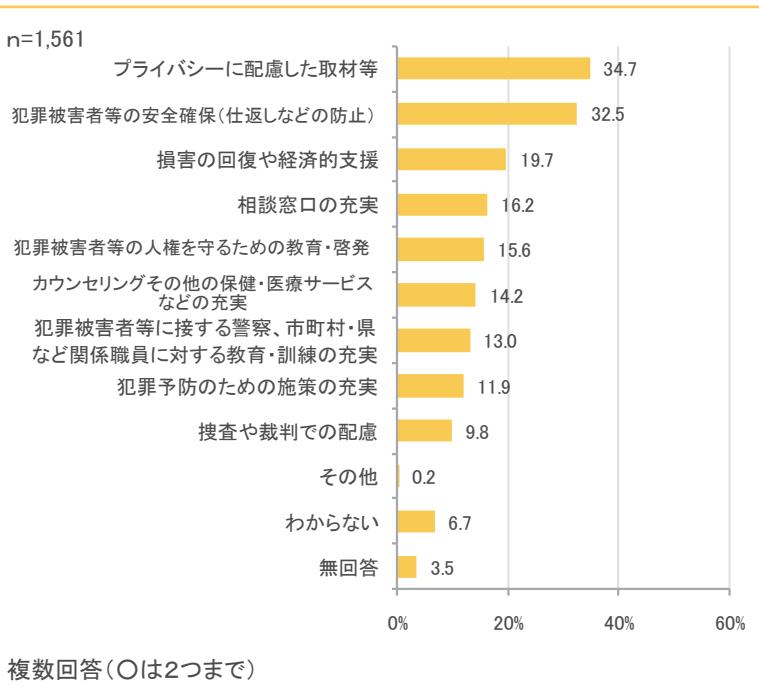


犯罪被害者やその家族の人たちの人権を守るために、行政はどのようなことを行えばよいと思いますか？

犯罪被害者やその家族の人たちの人権を守るために行政が何を行えばよいかについては、「プライバシーに配慮した取材等」が34.7%で最も高く、プライバシーの保護を重要視していることがうかがえます。

また、「犯罪被害者等の安全確保(仕返しなどの防止)」が32.5%で、プライバシーの配慮と同じ程度の回答割合があります。

自分や、周囲の人が突然犯罪による被害に遭ってしまう可能性があります。被害者支援活動の必要性や重要性を、身近な問題として考えてみましょう。



正しい知識とモラルでトラブルを回避する インターネットによる人権侵害

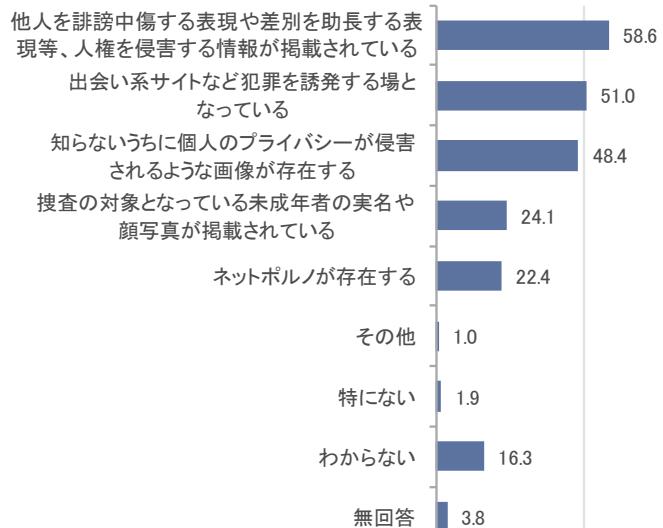


インターネットによる人権侵害について、現在どのような問題が起きていると思われますか？

現在起きていると思うインターネットによる人権侵害について、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されている」が58.6%で最も高く、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(51.0%)や「知らないうちに個人のプライバシーが侵害されるような画像が存在する」(48.4%)においても約 50%の回答があり、多様な問題が起きていることがうかがえます。

インターネットに限った事ではありませんが、差別する意思の有無に関わらず、何気ない言葉でも人を傷つけてしまうことがあります。言葉に配慮しモラルを守って、インターネットを利用しましょう。

n=1,561



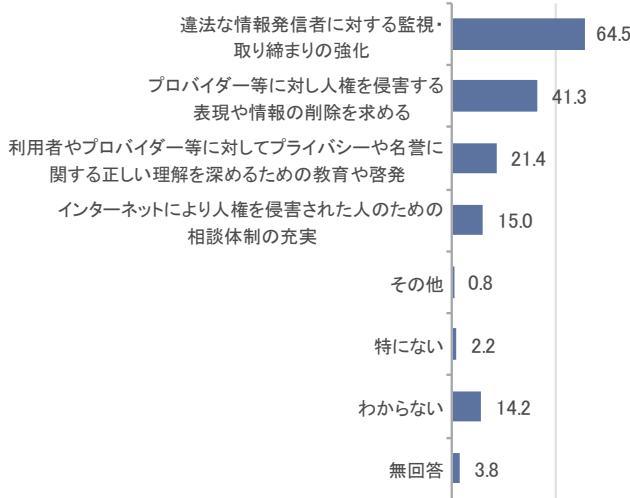
複数回答(○はあてはまるものすべて)

インターネットによる人権侵害問題を解決するためには、行政はどのようなことを行えばよいと思われますか？

インターネットによる人権侵害を解決するため行政が何を行えばよいかについては、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりの強化」が 64.5%で最も高く、次いで「プロバイダー等に対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める」が 41.3%となっており、情報を提供・発信する側への対応を求める回答が上位2項目を占めています。

インターネットによる匿名性、情報の発信のしやすさを悪用した人権問題が起きています。インターネットの持つ社会的影響力を理解し、正しく利用しましょう。

n=1,561



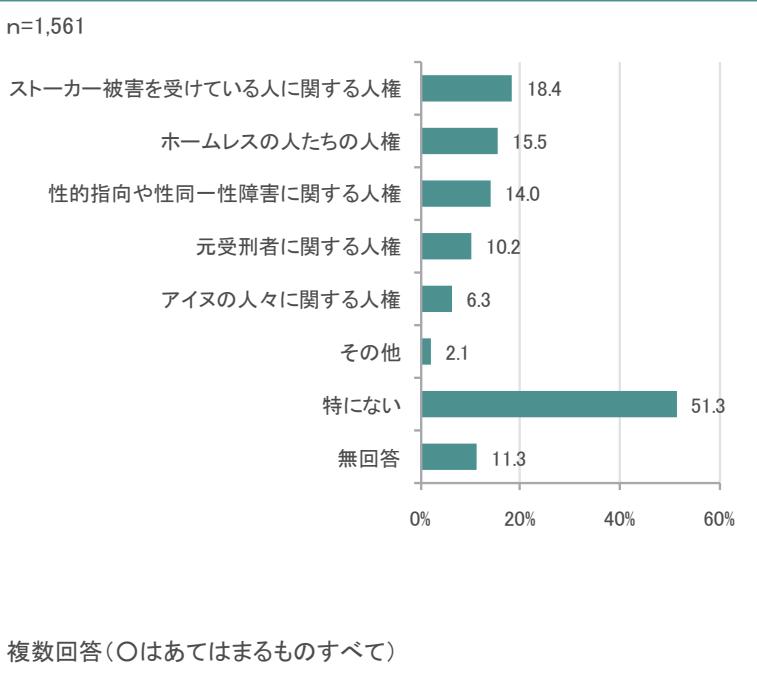
複数回答(○は2つまで)

これまでの人権問題のほかに、関心をもっている人権問題はありますか？

これまでの人権問題のほかに関心のある人権問題については、「ストーカー被害を受けている人に関する人権」が 18.4%で最も高く、次いで、「ホームレスの人たちの人権」が 15.5%、「性的指向や性同一性障害に関する人権」が 14.0%となっています。

また、「特ない」が 51.3%で半数の方が回答しています。

その他の人権問題については「特ない」と感じる人が半数を超えています。社会の多様化とともに発生する、さまざまな人権問題について考えていくことが大切です。



その他の人権問題

■ストーカー被害を受けている人

ストーカー行為によって、個人情報の悪用やいやがらせ、名誉棄損、監視などによるプライバシーの侵害等といった人権侵害が深刻となっています。被害に遭った場合は、速やかに警察や公的相談機関へ相談することが大切です。

■ホームレスの人

ホームレスとなった人々に対して、いやがらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

■性的指向

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

■性同一性障害

からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

■刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人などに対する就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

■アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

※法務省「主な人権課題」から引用(ストーカー被害を受けている人を除く)



人権に関する主な相談窓口一覧



群馬県では、人権に関するさまざまな相談窓口を開設しています。
気がかりなことや困ったことがあれば、遠慮なくご相談ください。

概要		機関	お問い合わせ	相談時間帯(電話相談)
女性	■配偶者からの暴力	群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL 027-224-4480	月～金曜(9時～20時) 土・日・祝日(13時～17時)
	■男女共同参画	人権男女共同参画課	TEL 027-226-2902	月～金曜 (8時30分～17時15分)
子ども	■子育て支援 ■児童虐待	こどもホットライン24 (群馬県中央児童相談所)	0120-783-884 携帯電話の方 TEL 027-263-1100	24時間
		群馬県中央児童相談所 群馬県中央児童相談所北部支所 群馬県西部児童相談所 群馬県東部児童相談所	TEL 027-261-1000 TEL 0279-20-1010 TEL 027-322-2498 TEL 0276-31-3721	月～金曜 (8時30分～17時15分)
		いじめ電話相談 (群馬県総合教育センターいじめ対策室)	0120-889-756 携帯電話の方 TEL 0270-26-9200	月～金曜(9時～19時) 第2・第4土曜(9時～12時)
		高齢者なんでも相談 群馬県高齢者総合相談センター ((財)群馬県長寿社会づくり財団内) 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5階	TEL 027-255-6100	月～金曜(9時～17時)
障害のある人	■身体障害 ■知的障害 ■精神障害	障害者110番 ぐんま地域福祉権利擁護センター	TEL 027-255-6226 FAX 027-255-6173	月～金曜(9時～17時)
	■精神障害	群馬県こころの健康センター	TEL 027-263-1156 Eメール kokoro@pref.gunma.jp ※返答には数日を要する場合があります。	月～金曜(9時～17時)
外国人の人	■外国人の日常生活に関する各種相談		TEL 027-243-7271 ○人権に関する相談については、専門機関を紹介しています。 ○右の言語について、通訳の対応をしています。 ※詳細はお問い合わせください。	月～金曜(8時30分～17時)
			●英語 ●中国語 ●スペイン語 ●ポルトガル語／月・火・水・金曜(8時30分～17時)	
犯罪被害者等	■犯罪被害者等支援	群馬県警察本部「犯罪被害者相談」	TEL 027-221-7777	24時間
	■民間援助団体	NPO法人 被害者支援センターすてっぷぐんま	TEL 027-243-9991	月～金曜(10時～15時) (祝日・年末年始を除く)
人権全般	■人権全般 ■同和問題	人権男女共同参画課	TEL 027-226-2906	月～金曜 (8時30分～17時15分)

※相談日については、祝日や年末年始などの対応が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※住所の記載している機関は、電話・来所・手紙いずれでも結構です。

※平成23年2月の内容で作成しています。相談時間帯等変更の可能性があります。



明るい
地域社会
づくりを
目指して

■平成 22 年度 人権問題に関する県民意識調査 結果報告(概要版)

平成 23 年3月発行

発行:群馬県 生活文化部 人権男女共同参画課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2906(直通) FAX 027-220-4424

<http://www.pref.gunma.jp/>